

3 - 4 - 1 関係報道機関各社一覧表

番号	社局・支局	所在地	電話番号	ファクシミリ 番号
1	朝日新聞社 宇都宮総局	宇都宮市本町 10-10	028-622-1761	028-622-1764
2	読売新聞社 宇都宮支局	宇都宮市河原町 1-4	028-638-4311 庁内 623-2174	028-638-8300
3	毎日新聞社 宇都宮支局	宇都宮市馬場通り 1-1-11 宇都宮 TDビル 4F	028-622-4231 庁内 623-2175	028-650-1430
4	産経新聞社 宇都宮支局		028-643-0161 庁内 623-2173	028-643-0162
5	日本経済新聞社 宇都宮支局	宇都宮市昭和 1-2-19	028-622-1745	028-625-0071
6	東京新聞 宇都宮支局	宇都宮市本町 9-12 亀田ビル 2F	028-624-1122 庁内 623-2177	028-625-2681
7	下野新聞社	宇都宮市昭和 1-8-11	028-625-1122 庁内 623-2168 庁内 623-2179	028-621-4414 028-625-1750
8	日刊工業新聞社 栃木支局	宇都宮市本町 10-3 T Sビル 4F	028-622-0307 庁内 623-2165	028-622-0308
9	共同通信社 宇都宮支局	宇都宮市昭和 1-8-11 下野新聞社内 5F	028-622-3420	028-621-1213
10	時事通信社 宇都宮支局	宇都宮市本町 10-3 T Sビル 3F	028-622-1731	028-622-1732
11	N H K 宇都宮放送局	宇都宮市中央 3-1-2	028-634-9155 庁内 623-2167	028-649-6951
12	栃木放送 (C R T)	宇都宮市昭和 2-2-5	028-622-1111 庁内 623-2172	028-625-4446
13	日本テレビ 宇都宮支局	(読売新聞社宇都宮支局内)	028-638-5300 庁内 623-2140	028-627-7660
14	フジテレビ 宇都宮支局	宇都宮市小幡 1-1-32 ミュキビル 2F	028-627-8871 庁内 623-2141	028-643-7016
15	T B Sテレビ		028-624-1061 庁内 623-2147	028-643-1518
16	テレビ朝日 宇都宮支局	宇都宮市本町 10-3 T Sビル 6F	028-627-3587 庁内 623-2148	028-643-7077
17	エフエム栃木	宇都宮市中央 1-2-1	028-638-7640	028-638-7675
18	とちぎテレビ	宇都宮市昭和 2-2-2	028-623-0051 庁内 623-2169	028-650-6731

3-4-2 災害時における放送要請に関する協定

(1) 日本放送協会宇都宮放送局

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が日本放送協会宇都宮放送局（以下「NHK」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにNHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事はNHKに対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 NHKは、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及びNHK放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及びNHKが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和54年9月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市塙田1-1-20

栃木県知事

宇都宮市中央3-1-2

日本放送協会宇都宮放送局 局長

(2) (株) 栃木放送

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が株式会社栃木放送（以下「栃木放送」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに栃木放送に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事は栃木放送に対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 栃木放送は、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及び栃木放送業務局長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及び栃木放送が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和54年9月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市埴田1-1-20

栃木県知事

宇都宮市本町1-2-11

株式会社栃木放送代表取締役

(3) (株) エフエム栃木

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が株式会社エフエム栃木（以下「エフエム栃木」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにエフエム栃木に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事はエフエム栃木に対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 エフエム栃木は、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及びエフエム栃木放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及びエフエム栃木が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市埴田1-1-20

栃木県知事

宇都宮市一条3-1-19

株式会社 エフエム栃木代表取締役社長

(4) (株) とちぎテレビ

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条及び大規模震災対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、栃木県知事（以下「県」という。）が株式会社とちぎテレビ（以下「とちぎテレビ」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

- 第2条 県は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにとちぎテレビに対し放送を行うことを求めることができる。
- 2 前項の規定は、県が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、とちぎテレビに対し放送を行うことを求めるときに準用する。
- 3 前2項の規定のほか、県は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、とちぎテレビに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 県はとちぎテレビに対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 とちぎテレビは、県から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県総務部消防防災課長及びとちぎテレビ報道制作局長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、県及びとちぎテレビが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成11年7月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市埴田1-1-20

栃木県知事

宇都宮市昭和2-2-2

株式会社 とちぎテレビ 代表取締役

様式

放 送 申 込 書

放送要請の理由	
放 送 事 項	
希望する放送日時	
その他必要な事項	

年 月 日

日本放送協会宇都宮放送局放送部長 様

（株式会社 栃木放送業務局長
株式会社 エフエム栃木放送部長
株式会社 とちぎテレビ報道制作局長）

栃木県総務部消防防災課長名

印